



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 15 日(金)
第 8 9 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (763) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (764) (〃) 2
	公共測量の実施 (765) (県土総務課) 2
	県道の区域の変更 (766) (道路企画課) 2
	県道の供用の開始 (767) (〃) 3
	港湾協力団体の指定 (768) (空港港湾課) 3
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (43) 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 3

告 示

鳥取県告示第763号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サードライフモア	こころねヘルパーステーション幸町	鳥取市幸町112	平成29年12月7日	訪問介護
〃	こころね訪問看護ステーション幸町	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第764号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サードライフモア	こころねヘルパーステーション幸町	鳥取市幸町112	平成29年12月7日	介護予防訪問介護
〃	こころね訪問看護ステーション幸町	〃	〃	介護予防訪問看護

鳥取県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年11月15日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 米子市長砂町及び道笑町四丁目の一部の地域

鳥取県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年12月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

米子岸本線	変更前	米子市橋本字漆原山363-3地先から同字362-2地先まで	8.0~24.7	44.0
	変更後	米子市橋本字漆原山363-3地先から同字362-2地先まで	8.0~24.7	44.0
		米子市古市字六反田70-6地先から同市橋本字徳道西473-1地先まで	14.0~33.9	219.0

鳥取県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年12月15日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
境車尾線	西伯郡南部町境字内海道西1210-1地先から同町境字百万550-1地先まで	平成29年12月16日
米子岸本線	米子市古市字六反田70-6地先から同市橋本字徳道西473-1地先まで	〃

鳥取県告示第768号

港湾法（昭和25年法律第218号）第41条の2第1項の規定に基づき、港湾協力団体を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	事務所の所在地
鳥取・賀露みなとオアシス	鳥取市賀露町北四丁目12-5	鳥取市賀露町北四丁目12-5

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第43号**

平成29年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、453であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成29年12月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年12月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年1月16日 午前10時から午後 4時まで	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年1月23日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。